

さつま町奨学資金貸与制度について

さつま町教育委員会では、高等学校、高等専門学校、短期大学、専門学校、大学等に在学又は進学予定で、経済的な理由により学費の支出が困難な方に対して、無利子で学費を貸与する奨学資金貸与制度を設けています。

1 応募資格（貸付対象者）

応募資格（貸付対象者）	
高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校（高等課程又は2年以上の専門課程）、大学及び短期大学に在籍している者	<ul style="list-style-type: none">・学業優秀※1 と判断されるものであること。・保護者が本町に住所を有すること。・申請者の世帯の収入が、教育委員会が定める収入基準※2 以下であること。・町税等に滞納がないこと。

※1 学校長の推薦調書又は学業成績を判断できる書面の提出による。

※2 (財)鹿児島県育英財団の高校奨学金又は大学奨学金の「認定所得金額の算定方法・収入基準」に1.2を乗じた金額の範囲内

2 貸与の額

区 分	貸 与 額
高等学校、高等専門学校（第1～3学年）、専修学校（高等課程）、特別支援学校の高等部に在学している者	月額20,000円以内
大学、短期大学、専修学校（2年以上の専門課程）及び高等専門学校（第4～5学年）に在学している者	月額30,000円以内

3 貸与期間

貸与を決定した月から貸与を受けている者が在学する学校の正規の授業期間を終了する月まで

4 必要書類

- ・奨学資金貸与申請書（第1号様式）
- ・推薦調書（第2号様式）又は成績証明書等
※大学等に在学している場合又は、卒業している場合は直近の成績証明書等を添付
- ・令和2年度町県民税所得課税証明書（世帯全員分）及び同意書（第2号様式の2）※納税等を確認するため

5 貸与の決定及び通知

- ・予算の範囲内において貸与者を決定し、決定の可否については申請者へ通知します。

6 返還等

貸与額	償還年数	返済方法
720,000円以下	5年以内	毎月払い 年2回払い 年1回払い
720,000円を超え 1,440,000円以下	6年以内	
1,440,000円を超える者	7年以内	

※高校3年間貸与を受けた場合 720,000円を5年以内（60回払い）で返還する場合・・・月々12,000円

※大学4年間貸与を受けた場合 1,440,000円を7年以内（80回払い）で返還する場合・・・月々18,000円

7 その他

募集要項や申込書類については、さつま町のホームページからダウンロードできます。

詳しくは、さつま町教育委員会教育総務課総務係（直通電話0996-52-1230）にお問い合わせください。